

事務連絡
令和7年12月25日

長野国有林森林整備協会
名古屋造林素材生産事業協会
(一社)長野林業土木協会
(一社)名古屋林業土木協会
(一社)林道安全協会中部支所
(一社)林道安全協会中部支所名古屋出張所

殿

中部森林管理局 森林整備部長

請負事業者等の重大災害の発生について

令和7年11月2日に東北局管内の立木販売箇所において重大災害が発生し、その概要が別添1のとおり林野庁業務課長から送付されました。

今回の災害は、被災者がバケット付き木材グラップル機（以下「重機」という。）により、森林作業道の法頭付近にあった伐倒木のスギを掴んで森林作業道の方へ引き出そうとした際、何らかの理由により突然スギが重機に向かって滑落し、キャビンのブーム側からスギの梢端部が進入したため、このスギの梢端部をキャビンから出そうと、キャビンから右前方へ体を乗り出した際、体が操作レバーに触れブームが降下し、体の肩から上部がキャビンとブームシリンダーの間に挟まれたことにより被災したと推定されるものです。

労働安全衛生規則等では、重機による木寄せ作業の際、斜面上方の原木を引き下げるときは、従事する労働者に、当該引き下げる原木、その他の原木、転石等が車両に接触しないような場所に車両を設置させなければならないとされています。

つきましては、類似災害を防止するため、傘下会員に対して、別添1の災害概要を周知するとともに、下請け者を含む全ての現場従業員が様々な危険予知を行い安全な作業に徹するよう、機会ある毎に繰り返し要請をお願いします。

(担当:企画官(間伐推進担当) TEL050-3160-6569)

事務連絡
令和7年12月24日

各森林管理局
森林整備部長 殿
(請負事業体等労働安全衛生担当扱い)

林野庁業務課長

請負事業体等の重大災害の発生について

令和7年11月2日、東北森林管理局管内の立木販売において発生した重大災害の概要を別添のとおり送付する。

今回の災害は、被災者は、バケット付き木材グラップル機(以下「重機」という。)により、森林作業道の法頭付近にあった伐倒木のスギを掴んで森林作業道の方へ引き出そうとした際、何らかの理由により突然スギが重機に向かって滑落し、キャビンのブーム側からスギの梢端部が進入した。このスギの梢端部をキャビンから出そうと、キャビンから右前方へ体を乗り出した際、体が操作レバーに触れブームが降下し、体の肩から上部がキャビンとブームシリンダーの間に挟まれたことにより被災したと推定されるものである。

本災害は、斜面上方の伐倒木を引き下げるときに伐倒木等が重機に接触しないような場所に重機を設置する措置を講じさせなかったこと及び斜面を滑落しキャビンに進入した伐倒木を除去しようとして運転席から離れる際にエンジンを停止する等の措置を講じさせなかったことにより被災したと考えられ、安全作業に係る基本的事項が遵守されておらず、請負事業体等の労働安全の確保を図る上で非常に憂慮される事態である。

このため、各森林管理局署においては、あらゆる機会をとらえて、請負事業体、立木販売の契約者、樹木採取権者に対し、別紙関連法令等を踏まえ、契約約款や仕様書等に基づき、下記を中心とした安全作業及び緊急連絡体制の整備に係る基本的事項について改めて周知徹底し、類似災害の防止に努めるよう注意喚起するとともに、労働基準監督署との緊密な連絡協調を図り、各署等の実態に応じて適切な指導を行われたい。

なお、下請け事業者が作業を行う場合は、元請け事業者等に対し、事務所、関係機関等への連絡方法の決定及び周知等の緊急連絡体制の整備・確立等安全対策の徹底を図るよう要請されたい。特に立木販売において契約者が他の事業者に作業を委託等する場合は、契約者から委託先等の事業者への安全指導を徹底するよう要請されたい。

また、関係職員等に対し、本件災害概要等について周知を図られたい。

さらに、これらの対応とともに、「請負事業体等の労働災害防止対策の推進について」(令和6年4月25日付け林野庁業務課長事務連絡)に基づく現場巡視等を適切に実施されたい。

なお、本件は被災者が事業主であるため労働安全衛生法上の労働災害には該当

しないことから、労働災害の件数に含まれない。

記

- 1 事業者は、伐木等機械の作業装置の運転位置の運転者がその運転位置を離れる場合、その運転者に次の事項を行わせること。
 - (1) アタッチメントを最低降下位置に下ろすこと。
 - (2) エンジンを止めること。(安衛則第151条の98、第151条の99、林災防規程第117条関連)

- 2 事業者は、原木等の飛来等により車両系木材伐出機械の運転者に危険を及ぼすおそれのある場合、運転者席の防護柵等当該危険を防止するための設備を備えたものでなければ使用しないこと。
(安衛則第151条の87、林災防規程第95条関連)

- 3 事業者は、車両系木材伐出機械を用いて作業する場合、物体の飛来又は落下による危険を防止するため、従事する労働者に保護帽を着用させなければならない。
(安衛則第151条の107、林災防規程第91条関連)

- 4 事業者は、木材グラップル機による木寄せ作業の際、斜面上方の原木を引き下げるときは、従事する労働者に、当該引き下げる原木、その他の原木、転石等が車両に接触しないような場所に車両を設置させなければならない。
(林災防規程第123条関連)

- 5 事業者は、あらかじめ、緊急時（労働災害の発生時、作業者の所在不明時等をいう。）に対処するため、作業中の作業者相互の連絡方法について定め、その内容を作業者に周知すること。
また、事業者は、連絡責任者に、作業現場において、定めた方法による作業者相互の連絡を行わせ、相互の安全を確認させること。
(林災防規程第24条、25条、林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン関連)

- 6 事業者は、作業者に、作業現場において次の事項を行わせること。
 - (1) 連絡責任者の指示に従って作業者相互の連絡を行い、相互の安全を確認すること。（相互の安全を確認する方法としては、例えば、定めた時刻にすべてのチェーンソー等を停止させ、あらかじめ定めた手順により各作業者に呼びかけ応答を行うことなどが想定される。）
 - (2) 作業者相互の連絡において応答がない場合、他の作業者に何らかの異常が発生したことが考えられる場合には、当該作業者の作業場所に行く等により異常の有無を確認すること。この場合、異常があれば直ちに連絡責任者に連絡をすること。

(林災防規程第27条、林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン関連)

担当：業務課企画官（水源地域整備担当）

労働安全衛生規則(昭和47年9月30日労働省令第32号)抜粋

(走行のための運転位置から離れる場合の措置)

第百五十一条の九十八 事業者は、車両系木材伐出機械の運転者が走行のための運転位置から離れるときは、当該運転者に次の措置を講じさせなければならない。ただし、走行のための運転位置と作業装置の運転のための運転位置が異なる場合であつて、労働者が作業装置の運転のための運転位置において作業装置を運転し、又は運転しようとしている場合は、この限りでない。

- 一 木材グラツプル等の作業装置を最低降下位置（荷台を備える車両系木材伐出機械の木材グラツプルにあつては荷台上の最低降下位置）に置くこと。
- 二 原動機を止め、かつ、停止の状態を保持するためのブレーキを確実にかける等の車両系木材伐出機械の逸走を防止する措置を講ずること。
- 2 前項の運転者は、車両系木材伐出機械の走行のための運転位置から離れるときは、同項各号に掲げる措置を講じなければならない。
- 3 事業者は、第一項ただし書の場合であつて、車両系木材伐出機械の運転者が走行のための運転位置から離れるときは、当該車両系木材伐出機械の停止の状態を保持するためのブレーキを確実にかける等の車両系木材伐出機械の逸走を防止する措置を講じさせなければならない。
- 4 前項の運転者は、車両系木材伐出機械の走行のための運転位置から離れるときは、同項の措置を講じなければならない。

(作業装置の運転のための運転位置からの離脱の禁止)

第百五十一条の九十九 事業者は、前条第一項ただし書の場合であつて、車両系木材伐出機械の作業装置が運転されている間は、当該作業装置の運転者を当該作業装置の運転のための運転位置から離れさせてはならない。

- 2 前項の運転者は、車両系木材伐出機械の作業装置が運転されている間は、当該作業装置の運転のための運転位置を離れてはならない。

(防護柵等)

第百五十一条の八十七 事業者は、車両系木材伐出機械については、原木等の飛来等により運転者に危険を及ぼすおそれのあるときは、運転者席の防護柵等当該危険を防止するための設備を備えたものでなければ使用してはならない。

(保護帽の着用)

第百五十一条の百七 事業者は、車両系木材伐出機械を用いて作業を行うときは、物体の飛来又は落下による労働者の危険を防止するため、当該作業に従事する労働者に保護帽を着用させなければならない。

- 2 前項の作業に従事する労働者は、同項の保護帽を着用しなければならない。

（走行の運転位置を離れる場合の措置）

第103条 会員は、車両系木材伐出機械の運転者が走行のための運転位置から離れるときは、その運転者に、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。ただし、走行のための運転位置と作業装置の運転位置が異なる場合であつて、作業者が作業装置の運転位置において作業装置を運転し、又は運転しようとしている場合は、この限りでない。

- (1) 木材グラップル等の作業装置を最低降下位置（荷台を備える車両系伐出機械の木材グラップルにあつては荷台上の最低降下位置）まで下ろすこと。
- (2) 車両の停止状態を保持するため駐車ブレーキを確実にかける等の車両の逸走を防止する措置を講じること。
- (3) エンジンを止めること。
 - 2 前項の運転者は、車両系木材伐出機械の走行のための運転位置から離れるときは、同項各号に掲げる事項を行わなければならない。
 - 3 会員は、第1項のただし書きの場合で、車両系木材伐出機械の運転者が走行のための運転位置から離れるときは、その運転者に駐車ブレーキを確実にかける等の車両の逸走防止を行う措置を行わせなければならない。
 - 4 前項の運転者は、車両系木材伐出機械の走行のための運転位置から離れるときは、同項の措置を行わなければならない。

（作業装置の運転位置からの離脱の禁止）

第104条 会員は、前条ただし書きの場合であつて、車両系木材伐出機械の走行のための運転位置と作業装置の運転位置が異なる場合について、作業装置が運転されている間は、運転者をその運転位置から離れさせてはならない。

- 2 運転者は、前項の作業装置を運転している間は、その運転位置から離れてはならない。

（作業装置の運転位置から離れる場合の措置）

第117条 会員は、伐木等機械の作業装置の運転位置の運転者がその運転位置を離れる場合、その運転者に次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。

- (1) アタッチメントを最低降下位置に下ろすこと。
- (2) 車両の停止状態を保持するため、駐車ブレーキを確実にかける等の車両の逸走を防止する措置を講じること。
- (3) エンジンを止めること。

（防護柵等）

第95条 会員は、車両系木材伐出機械については、原木等の飛来等により運転者に危険を及ぼすおそれのあるときは、運転者席の防護柵等当該危険を防止するための設備を備えたものでなければ使用してはならない。

- 2 会員は、伐木等機械及び架線集材機械について、乗車席で作業装置の運転を行う場合は、フロントガードを備えたものでなければ使用してはならない。

(服装等)

第91条 会員は、車両系木材伐出機械による作業を行う場合には、作業者に、次の各号に掲げる事項を守らせなければならない。

- (1) (略)
- (2) 保護帽を着用すること。
- (3) (略)

(木材グラップル機による木寄せ作業)

第123条 会員は、木材グラップル機を用いて木寄せ作業を行う場合には、作業者に、次の各号に掲げる事項を守らせなければならない。

- (1)～(4) (略)
- (5) 斜面上方の原木を引き下げるときは、当該引き下げる原木、その他の原木、転石等が車両に接触しないような場所に車両を設置すること。
- (6)、(7) (略)

(緊急連絡の方法等の決定、周知)

第24条 会員は、あらかじめ、緊急時（労働災害の発生時、作業者の所在不明時等をいう。）に対処するため必要な次の事項について定めるとともに、その内容を山土場等連絡の際の拠点となる場所に掲示するなどにより作業者に周知させなければならない。

- (1) 作業場所における作業中の作業者相互の連絡方法
- (2) 緊急時における作業場所と山土場等連絡の際の拠点となる場所との連絡方法
- (3) 労働災害発生時における山土場等から事業場の事務所、消防機関等救急機関等への連絡方法
- (4) 労働災害発生時における被災作業者の災害発生場所から山土場等へ、山土場等から医療機関までの移送の方法
- (5) (略)

(連絡責任者の選任と連絡方法等の確認)

第25条 会員は、作業現場ごとに、連絡責任者を選任し、その氏名を関係作業者に周知させなければならない。

- 2 会員は、連絡責任者に、作業現場において次の事項を行わせなければならない。
- (1) 事業場の事務所との連絡に携帯電話等又は無線通信を使用する場合は、あらかじめ、作業現場から事業場の事務所への通信が可能である位置を確認しておくこと。
- (2) 作業現場が山間部のため、携帯電話等のサービスエリア外となっている場所においては、衛星携帯電話又は無線通信を使用するように努めること。
- (3) 作業者に対し、作業中の作業者相互の連絡方法として定めた方法による連絡で、相互の連絡が取れることを確認させること。
- (4) 作業者が所在不明となった場合で労働災害等の可能性があるときは、直ちに捜索を開始すること。

(緊急連絡の方法等の確認)

第26条 会員は、作業現場において作業を行うときは、その作業を開始する前に次の事項を行わなければならない。

- (1) 連絡責任者に緊急時における連絡方法の確認をさせること。
- (2) 連絡方法として通信機器を使用する場合には、その機能を確認すること。
- (3) (略)

(作業者に行為させる安全の確認)

第27条 会員は、作業者に、作業現場において次の事項を行わせなければならない。

- (1) 連絡責任者の指示に従って作業者相互の連絡を行い、相互の安全を確認すること。
- (2) 作業者相互の連絡において応答がない場合、他の作業者に何らかの異常が発生したことが考えられる場合には、当該作業者の作業場所に行く等により異常の有無を確認すること。この場合、異常があれば直ちに連絡責任者に連絡をすること。

林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン（平成6年7月18日付け基発第461号の3）抜粋

3 緊急時における連絡体制等の整備

(1) 緊急時における連絡の方法等の決定、周知

事業者は、作業現場の位置、作業内容、作業方法、作業現場に持ち込む通信機器、作業現場で利用できる連絡の手段等を勘案し、あらかじめ、緊急時（労働災害の発生時、労働者の所在不明時等をいう。）に対処するため必要な次の事項について定めるとともに、その内容を関係労働者に周知させること。

ア 移動体通信（携帯電話（スマートフォンを含む。）及び PHS（以下「携帯電話等」という。））又は無線通信（トランシーバーを含む。以下同じ。）による通信が可能である範囲

イ 伐木等の作業を個々の労働者が行う場所（以下「作業場所」という。）における作業中の労働者相互の連絡の方法

ウ 緊急時における作業場所と山土場、休憩場所、通信機器設置場所等連絡の際の拠点となる場所（以下「山土場等」という。）との連絡の方法

エ 労働災害発生時における山土場等から事業場の事務所、消防機関等救急機関への連絡の方法

オ 緊急車両の走行が可能である経路

カ 労働災害発生時における被災労働者である傷病者（以下「傷病者」という。）が緊急車両に乗車することが可能である場所

キ 傷病者の災害発生場所から山土場等への搬送の方法

ク 傷病者の山土場等から医療機関までの搬送の方法

ケ（略）

(2) 連絡責任者の選任

事業者は、作業現場ごとに、連絡責任者を選任し、その氏名を関係労働者に周知させるとともに、連絡責任者に4の(1)、5の(1)並びに6の(2)及び(3)の事項を行わせること。

なお、連絡責任者が作業現場を離れるとき等その職務を果たせなくなるときは、連絡責任者にその職務を行う代理者を指名させるようにすること。

4 作業開始前の連絡の方法の確認等

事業者は、作業現場において伐木等の作業を行うときは、その作業を開始する前に次の事項を行うこと。

(1) 連絡責任者に緊急時における連絡の方法の確認をさせること。この場合次の事項に留意すること。

ア 事業場の事務所、消防機関等救急機関の連絡先

イ 最寄りの有線電話の設置位置

ウ 木材の運搬に使用するトラックに通信機器が搭載されている場合は、当該通信機器の機能及び利用の可否

エ 労働者が携帯電話等を携行する場合には、各々の当該携帯電話等の電話番号

(2) 連絡の方法として、携帯電話等又は無線通信を使用する場合には、当該携帯電話等の端末又は無線通信の機器のバッテリーの充電状態及び故障の有無を確認し、異常がある場合はバッテリーの交換等必要な措置を講じること。

(3)（略）

5 作業現場における安全の確認等

(1) 事業者は、連絡責任者（代理者を含む。以下同じ。）に、作業現場において次の事項を行わせること。

ア 事業場の事務所との連絡に、携帯電話等又は無線通信を使用する場合は、あらかじめ、作業現場から事業場の事務所へ当該携帯電話等又は無線通信による通信が可能である位置を確認しておくこと。

イ 関係労働者に対し、3の(1)のイにより定めた方法による労働者相互の連絡を行い、相互の安全を確認するよう指示すること。

ウ 労働者が所在不明となった場合で労働災害等の可能性があるときは、直ちに捜索を実施すること。

(2) 事業者は、労働者に、作業現場において次の事項を行わせること。

ア 連絡責任者の指示に従って労働者相互の連絡を行い、相互の安全を確認すること。

イ 労働者相互の連絡において応答がない場合、作業の進捗状況からみて不自然にチェーンソーの音がしなくなった場合等他の労働者に何らかの異常が発生したことが考えられる場合には、当該労働者の作業場所に行く等により異常の有無を確認すること。この場合、異常があれば直ちに連絡責任者に連絡をすること。

(別添)

令和 7 年度

国有林野事業の実行に係わる
請負事業体等の死亡災害報告
(概況)

<林野庁集計>

令和7年11月30日現在

区分	生産	造林	林道	治山	その他	立販	樹木採取権	計
本年度累計	1	1	2			1		5
前年度同期累計	2					3		5
前年度計	3					5		8

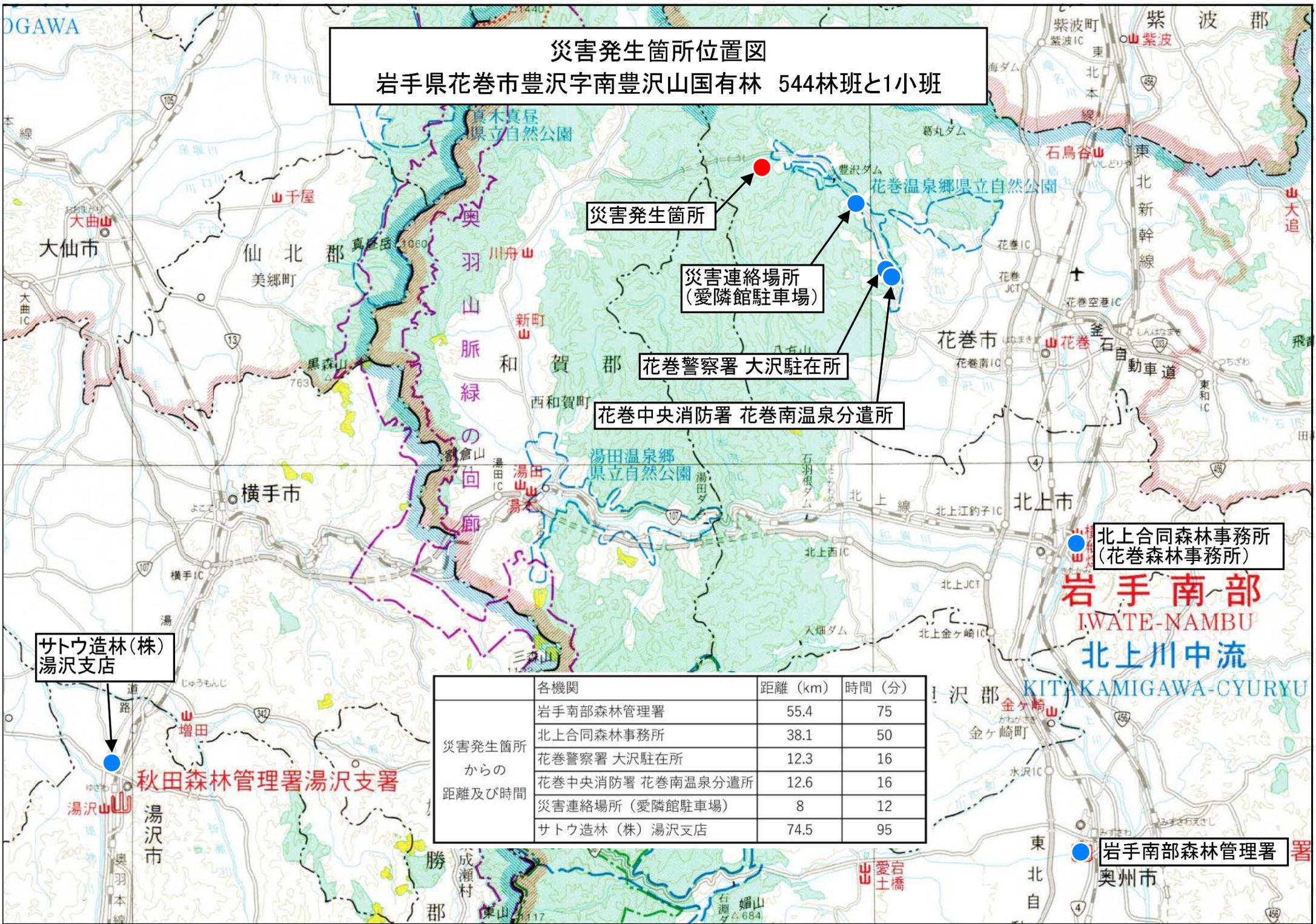
注1：森林整備事業の活用型や誘導伐に関連する災害は生産事業に分類している。

注2：法令上の労働災害に該当しない場合（被災者が事業主である等）については計上していない。

1 森林管理局・署等名	東北森林管理局 岩手南部森林管理署
2 事業の種類	立木販売
3 災害発生日時等	令和7年11月2日(日)不明 (死亡：令和7年11月2日 時刻：13時00分頃(推定) 死因：胸郭運動障害による窒息)
4 災害発生場所	岩手県花巻市豊沢字 南豊沢山国有林544と1林小班内
5 契約相手方	岩手県北上市二子町下岡島86-1 株式会社フォレスト創森
6 事業実行事業体	秋田県にかほ市小国字上小国3番地 サトウ造林株式会社(5との関係：権利譲渡を受けた者)
7 被災者年齢等	年齢：41 性別：男 雇用区分：事業主 社会保険等加入状況：健、厚
8 従事作業	木寄せ作業
9 災害の概況	当日、被災者(事業主)は同僚1名とともに、9時30分頃に自宅を社用車で出発し、10時30分頃に作業現地の森林作業道起点に到着した。到着後、ミーティングを実施。 11時00分頃から、被災者はハーベスタの回送、同僚はフォワーダによる運材作業を開始した。 回送作業を終えた被災者は13時00分頃、運材作業をしていた同僚と森林作業道起点にて合流した。被災者は、バケット付き木材グラップル機(以下「重機」)を用いて、伐倒木の森林作業道への集積作業および森林作業道の作設作業を行うこととし、午後からの作業を同僚に伝えた。 17時10分頃、同僚が運材作業を終えて森林作業道起点に戻ったところ、被災者がおらず、重機のライトも見えなかったため不審に思い、被災者が作業している現場へ向かった。 17時15分頃、現場を確認したところ、スギの梢端部が重機のキャビン内に入り込み、そのスギの梢端部に付いていた枝を

<p>【ここより推定】</p>	<p>握りしめ、キャビンとブームの油圧シリンダーの間に肩から上が挟まれた状態の被災者を発見した。 発見当時、重機のエンジンはかかっており、被災者は、ヘルメットを被っておらず、シートベルトもしていなかった。 同僚は、約8km離れた携帯電話の通話可能な場所まで通勤車両で移動し、17時38分頃、消防へ通報。 18時00分頃、消防・警察が現地に到着し救出作業を開始。重機のキャビン内から被災者を救出後、森林作業道起点に待機していた救急車まで移送し、21時50分頃、その場で死亡が確認された。 22:15頃、被災者は警察車両により花巻警察署に移送された。</p> <p>被災者は、伐倒されていた材を集積しながら、森林作業道の作設作業に従事していた。 被災者は山側斜面（傾斜約35°）の法頭付近にある伐倒されていたスギ（材長24m 胸高直径36cm）を重機のブームを上げアームを伸ばしてグラップルバケットにより掴んで森林作業道の方へ引き出そうとした際、何らかの理由により突然スギが重機に向かって滑落し始めた。 被災者は、避けようと重機を沢側へ咄嗟に旋回したが間に合わず、スギの梢端部がキャビン右側（ブーム側）上方からキャビン内に侵入した。侵入後も旋回したことによりスギの梢端から3.1m付近で折損し、スギの本体部分は森林作業道に突き刺さった状態となった。 被災者は、キャビン内に侵入したスギの梢端部（元口径15cm、長さ3.1m）に付いていた枝を右手で掴み、取り除こうと右前方へ体を乗り出した際、体が運転席の右側にあるブームを操作するレバーに触れ、操作レバーが前方に押されたことでブームが降下し、ブームの油圧シリンダーとキャビンの間に肩から上部を挟まれ被災したものと推察される。 なお、キャビン右側（ブーム側）のガラスは10月21日に損傷し、以降、ガラスを喪失していた状態で作業をしていた。</p>
<p>10 その他</p>	

災害発生箇所位置図
 岩手県花巻市豊沢字南豊沢山国有林 544林班と1小班



災害発生箇所

災害連絡場所
 (愛隣館駐車場)

花巻警察署 大沢駐在所

花巻中央消防署 花巻南温泉分遣所

北上合同森林事務所
 (花巻森林事務所)

岩手南部
 IWATE-NAMBU
 北上川中流
 KITAKAMIGAWA-CYURU

岩手南部森林管理署

サトウ造林(株)
 湯沢支店

秋田森林管理署湯沢支署

各機関	距離 (km)	時間 (分)
災害発生箇所からの距離及び時間		
岩手南部森林管理署	55.4	75
北上合同森林事務所	38.1	50
花巻警察署 大沢駐在所	12.3	16
花巻中央消防署 花巻南温泉分遣所	12.6	16
災害連絡場所(愛隣館駐車場)	8	12
サトウ造林(株) 湯沢支店	74.5	95

災害発生箇所位置図 (2万分の1)
 岩手県花巻市豊沢字南豊沢山国有林 544林班と1小班内



主要地方道 花巻大曲線

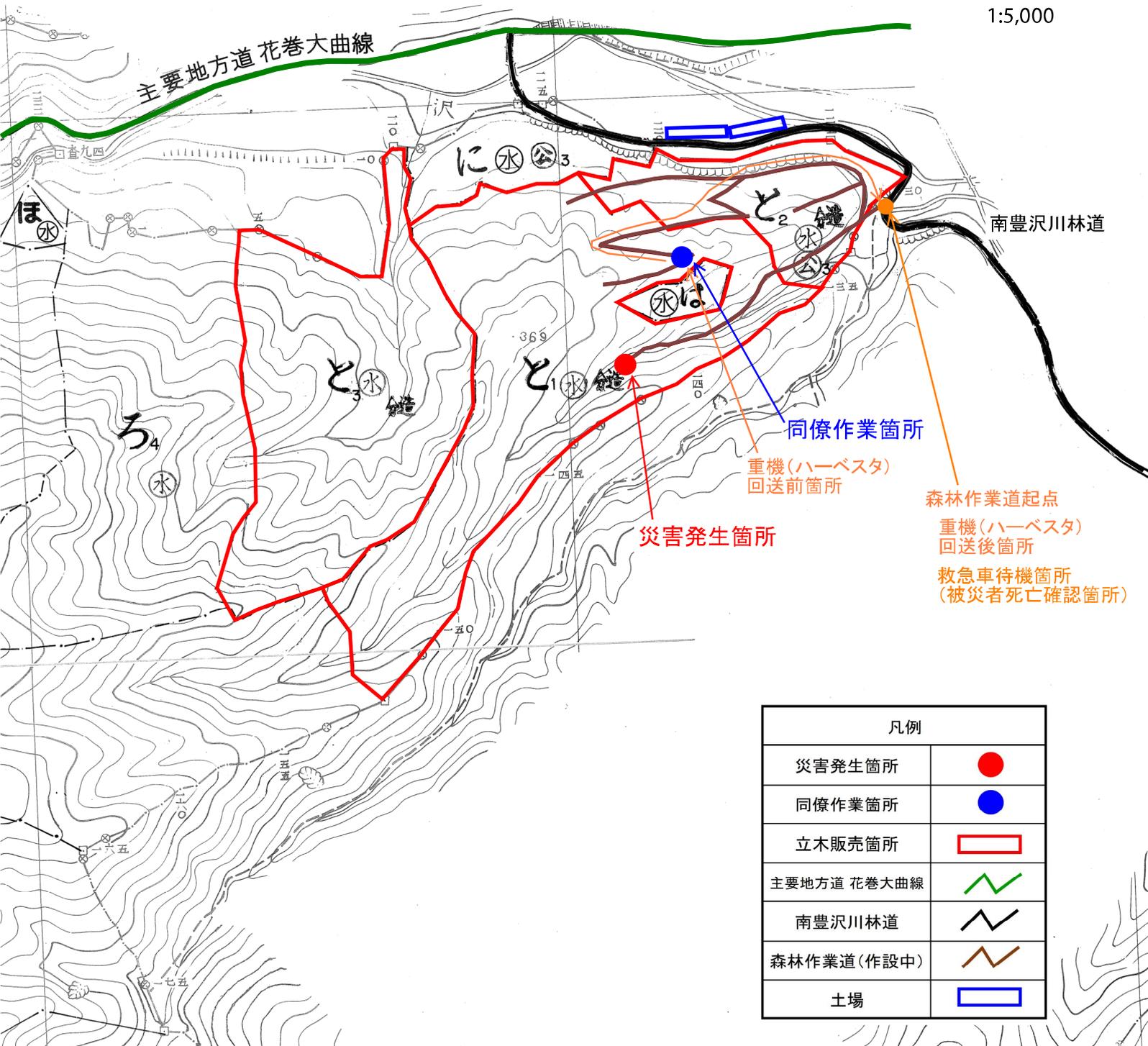
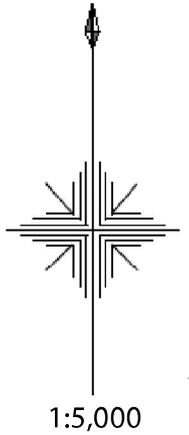
災害発生箇所

南豊沢川
 南豊沢川林道

凡例	
災害発生箇所	●
立木販売箇所	□
主要地方道 花巻大曲線	—
南豊沢川林道	—
森林作業道(作設中)	—

災害発生位置図

岩手県花巻市豊沢字南豊沢山国有林 544林班と1小班内



凡例	
災害発生箇所	●
同僚作業箇所	●
立木販売箇所	□
主要地方道 花巻大曲線	—
南豊沢川林道	—
森林作業道(作設中)	—
土場	□

災害発生箇所見取図（災害発生前の状況）

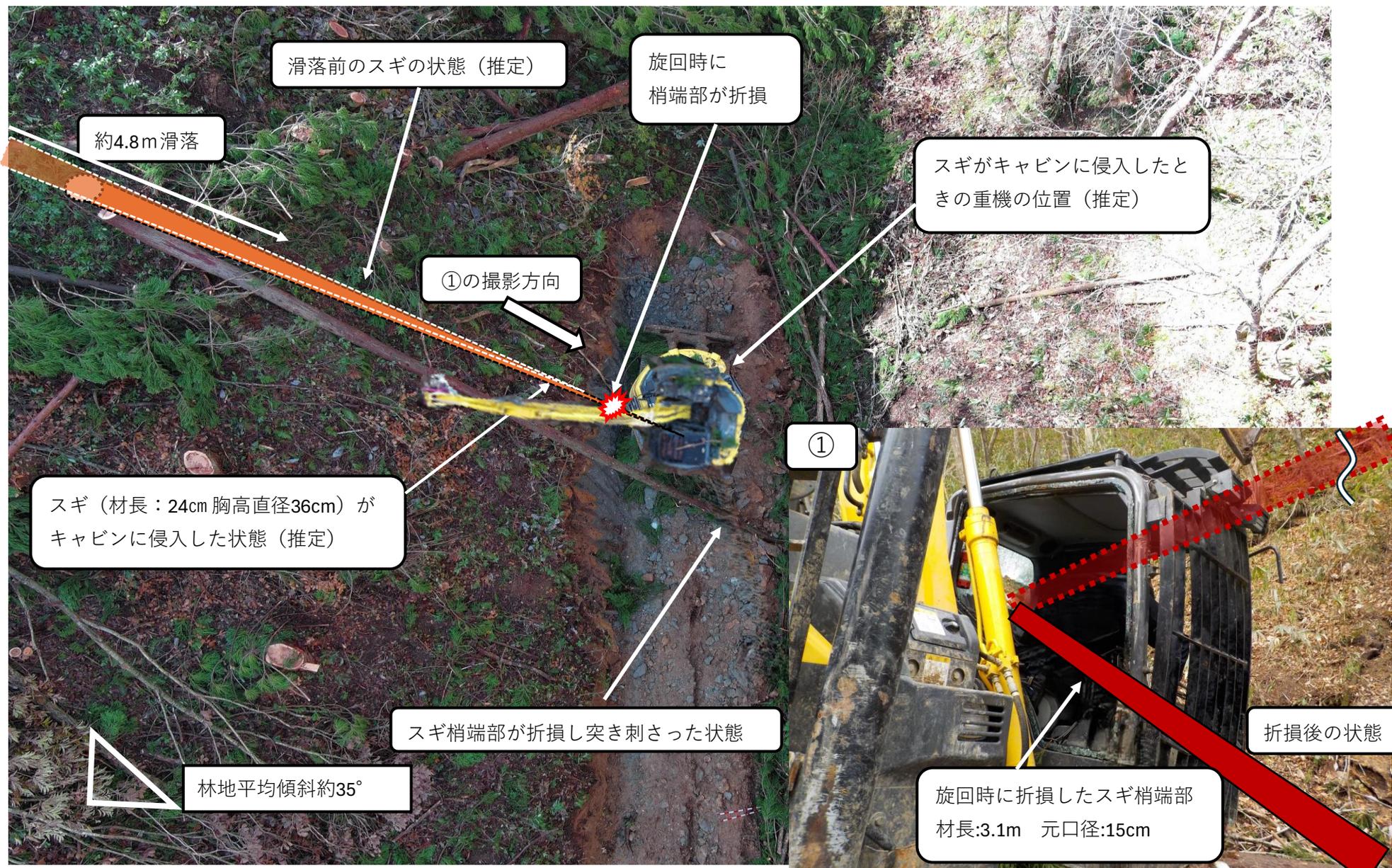
岩手県花巻市豊沢字南豊沢国有林544林班と1小班内



災害発生箇所見取図（スギが滑落しキャビンに侵入した状況）

岩手県花巻市豊沢字南豊沢国有林544林班と1小班内

※写真の重機は、アーム等の位置を災害直後の状態から山側へ約90°回転させた状態を再現している。



災害発生箇所見取図（被災状況）

岩手県花巻市豊沢字南豊沢国有林544林班と1小班内



災害発生箇所見取図（災害直後の重機の状態）

岩手県花巻市豊沢字南豊沢国有林544林班と1小班内

